

2025年7月23日

各位

会社名 株式会社エイジス
代表者 代表取締役社長 福田 久也
(東証スタンダード コード番号 :4659)
問い合わせ先 経営企画室長 小川 善央
TEL 043-350-0911

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年8月22日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 6,385株
(3) 処分価額	1株につき3,010円
(4) 処分価額の総額	19,218,850円
(5) 割当予定先	取締役4名(※) 3,154株 執行役員5名 1,863株 従業員18名 1,368株 ※ 社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、2024年6月25日開催の第47回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額25百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年30千株以内とすること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象となる取締役が当社の役職員の地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員および従業員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の当社の取締役会決議により、当社の取締役4名、執行役員5名および従業員18名（以下「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情

を勘案し、金銭報酬債権（当社執行役員および従業員については金銭債権）合計19,218,850円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）ひいては当社の普通株式6,385株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2025年8月22日（以下「払込期日」といいます。）から当社または当社子会社の役職員の地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が払込期日から2026年7月1日が到来するまでの間（以下「本役務提供等期間」といい、（i）対象者が当社の取締役または執行役員である場合には、このうち、払込期日から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間を、（ii）対象者が当社の従業員である場合には、このうち、払込期日から2026年3月31日までの間を、役務提供期間とします。）、継続して当社の取締役（対象者が当社の執行役員である場合には当社の取締役または執行役員、対象者が当社の従業員である場合には当社の取締役、執行役員または部長職掌）の地位（以下「本地位」といいます。）にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供等期間において、死亡、任期満了、定年退職その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年7月（対象者が当社の従業員である場合には2025年4月とします。）から当該喪失の日を含む月までの月数に従い、当社取締役会において合理的に算出された数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、または、譲渡制限期間中に対象者が当社の取締役（対象者が当社の執行役員である場合には当社の取締役または執行役員、対象者が当社の従業員である場合には当社の取締役、執行役員または部長職掌）の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2025年7月（対象者が当社の従業員である場合には2025年4月とします。）から組織再編等承認日を含む月までの月数に従い、当社取締役会において合理的に算出される数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年7月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,010円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上